

大阪市水道局公告第3号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和7年11月21日

大阪市水道局長 坂本 篤 則

1 担当

〒559-8558 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

A T Cビル I T M棟9階

大阪市水道局総務部管財課

電話 06-6616-5462

2 入札に付すべき事項

売払物品	数量	数量明細
廃棄文書	8,500kg	仕様書 内訳のとおり

3 下見の日時及び場所

下見に参加しようとする者は、次の日時及び場所において行うので下見時間内に入札用紙（物品買受申込書）に当局担当者の説明済印を受けること。

なお、令和7年12月8日（月）までに当局担当者まで申込がない場合は開催しない。

下見の日時	下見場所
令和7年12月10日（水） 午前10時から午前11時まで（時間厳守）	大阪市水道局工務部水質管理研究センター 大阪市東淀川区柴島1丁目3番14号（柴島浄水場内）

＊駐車場所には限りがあることから、出来る限り公共交通機関を利用して来場すること

4 入札参加資格

(1) 本市の令和7・8・9年度物品売払入札参加承認を受けていること

なお、承認を受けていない場合は、大阪市電子調達システムに掲載している「令和７・８・９年度物品売払入札参加申請要領」を参考に、大阪市契約管財局契約部契約課委託・物品契約グループに令和７・８・９年度物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、令和７年12月８日（月）までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

（令和７・８・９年度物品売払入札参加申請要領の掲載場所）

大阪市電子調達システム「不用品売払入札等のご案内」に「物品売払入札参加申請書」として掲載

(<https://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/download/uriharai.html>)

また、同日午後５時30分までに下記５のとおり申込書の受領が必要なので注意すること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること
- (3) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていない者であること
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しない者であること

5 入札用紙（物品買受申込書）及び仕様書の交付期限

本公告の日から令和７年12月８日（月）までの本市の休日（土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から翌年１月３日）を除く日の午前９時から午後５時30分まで

6 入札用紙（物品買受申込書）の交付方法及び場所

上記１にて無償で交付する。

ただし、交付時に大阪市契約管財局契約部契約課委託・物品契約グループの発行する「令和７・８・９年度物品売払入札参加承認証」の写し（印影が明確に判別できるもの）を提出すること。

7 仕様書の交付方法及び場所

上記 1 にて無償で交付する。また、大阪市のホームページからダウンロード可能である。

(仕様書の掲載場所)

大阪市ホームページ「不用品売払入札案件（水道局）」に掲載

(https://www.city.osaka.lg.jp/templates/fubaraihin_nyusatsuanken/84-Curr.html)

8 入札保証金

免除

9 契約保証金

落札者は契約金額の100分の10以上に相当する額を納付すること。

落札者は本市が交付する納入通知書を用い、令和 7 年12月22日（月）午後 5 時までに契約保証金を納付したことを証する書類を提出すること。

契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

ただし、落札者は本市が交付する納入通知書を用い、入札日翌開庁日の令和 7 年12月16日（火）午後 5 時までに契約金額の全額を納付したことを証する書類を提出する場合は、大阪市水道局契約規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第 7 号）第34条第 1 項第 4 号に基づき契約保証金の全部の納付を免除する。

なお、納入通知書の交付は令和 7 年12月16日（火）午前10時以降に上記 1 にて交付する。

10 入札執行場所

大阪市水道局総務部管財課入札室（場所は上記 1 に同じ。）

11 入札執行日時

令和 7 年12月15日（月）午前10時

12 入札の方法

- (1) 入札用紙（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載するとともに、個人の場合は本人、法人の場合は代表者、委任状

を提出し確認を受けた代理人がいる場合はその代理人が、記名押印すること。

- (2) 再度入札は1回限りとする。なお、入札用紙（物品買受申込書）は実施時に交付する。再度入札は初度入札の開札後すぐに行うため、入札書の作成に必要な使用印等を持参しておくこと。

13 入札の無効

- (1) 大阪市水道局契約規程第26条第1項各号のいずれかの規定に該当する入札
- (2) 再度入札の場合にあっては、前回最高入札価格以下の価格でした入札
なお、無効の入札をした者は再度入札に参加することができない。
- (3) 開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

14 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

15 契約金額の納付期日

令和8年1月15日（木）

16 物品引取期限

令和8年2月13日（金）

※なお、期限までに引取りを完了しない時は、大阪市水道局契約規程第46条第1項を適用し、延滞違約金を徴収する。

17 その他

- (1) 落札者が契約保証金を納付しなければならない場合、本市が指定する期限までに納付されなかったときは、大阪市水道局契約規程第30条第3項に基づき、落札を無効とする。
- (2) 落札決定後契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要

綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

- (3) 落札者は、契約締結までに大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市水道局契約規程第26条第1項第1号に該当するものとして、契約の締結を行わないものとする。
- (4) 仕様書等に関する疑義は、上記3の下見時でのみ受け付け、回答する。

18 問い合わせ先

(売払物品に関する問い合わせ先)

大阪市水道局総務部管財課（検収・用品） 電話06 - 6616 - 5465

(入札・契約に関する問い合わせ先)

大阪市水道局総務部管財課（契約） 電話06 - 6616 - 5462

(水道局総務部管財課)